

意見書

平成14年 6月 13日

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部  
データ通信課 殿

〒150-0031

(とうきょうとしがやくさくらがおかちょう かこーさくらおかびる)

東京都渋谷区桜丘町3 - 2 4 カコー桜丘ビル6階

(しゃだんほうじん にほんいんたーねっとぷろばいだーきょうかい)

社団法人日本インターネットプロバイダー協会

(じむきょくちょう なかむらりゅうたろう)

事務局長 中村 龍太郎

[nakamura@jaipa.or.jp](mailto:nakamura@jaipa.or.jp)

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の策定について」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の策定について」に  
関する意見

標題の件につきまして、意見提出の機会をいただきまことにありがとうございます。

当協会からの意見を提出いたしますので、ご査収のほどよろしく願いいたします。

法律第九条における電気通信事業者とは、文面から携帯電話事業者であると読みとれますが、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の策定について（以下「策定」という。）の中では、特に言及されていません。よって、将来的に、インターネット接続サービスプロバイダー（以下「ISP」という。）においても、「役務に関する情報の提供を行うように努めなければならない」「特定電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の開発又は導入に努めなければならない」義務が発生しかねません。よって明確に、携帯電話事業者が対象であることを追記していただきますようお願いいたします。

法律第十条における第一種電気通信事業者とは、携帯電話事業者を指していると思われませんが、策定の中では、特に言及されていません。よって第一種電気通信事業者であるISPが含まれます。ここでも明確に、携帯電話事業者が対象であることを追記していただきますようお願いいたします。